

奨学のための給付金の申請について（大阪府在住1・2年生対象）

「奨学のための給付金」の申請書を事務室にて配布しています。該当の方は、書類を取りに来てください。

《奨学のための給付金とは》

就学支援金、大阪府支援補助金とは別に授業料以外の教育費の負担を軽減するための奨学制度です。（返済の必要はありません。）

《 要件 》

平成27年7月1日時点において、次の①～④の要件を、すべて満たしている必要があります。

- ① 保護者等（親権者全員）の市町村民税所得割額が非課税、もしくは生活保護（生活扶助）受給世帯であること。
- ② 保護者等（親権者全員）が、大阪府内に在住していること。
- ③ 生徒が、高等学校等就学支援金の受給対象校に在学していること。
- ④ 生徒が、平成26年4月1日以降に、高等学校等の第1学年に入学していること。
（＝高校1年及び2年の学年）

申請書は、大阪府へ直接郵送していただきます。

大阪府への申請期限

平成27年7月31日（金）（消印有効）

- ※ 他府県在住の方は、大阪府の給付金制度は対象となりませんが、全国の都道府県において同様の給付金制度が実施されていますので、お住まいの都道府県庁にお問い合わせください。
- ※ 制度についてのより詳しい内容は、6月22日に案内チラシを大阪府在住の方へは郵送していますのでご覧ください。